

「たかたのゆめ」商標使用取扱要領

(目的)

第1 この要領は、新種米であるたかたのゆめを地域のブランドとして確立し、普及促進及び消費拡大を図るために定めた登録商標の適正な使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において「商標」とは、文字商標「登録第5572235号」及び結合商標「登録第5574342号」をいう。

(商標の適用範囲)

第3 商標を適用する指定商品の区分及び指定商品は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(使用の条件)

第4 商品の名称として商標を使用する場合には、当該商品にたかたのゆめが必ず含まれていなければならない。

2 たかたのゆめを原材料として使用する商品又は他品種を混合する商品には、当該商品の原材料等に占めるたかたのゆめの重量の割合等を表示する等、消費者の理解を得られるよう努めなければならない。

3 商標の使用は、非独占的になされるものとする。

(表示の方法)

第5 商標は、次号に掲げる表示をすることができるものとする。

- (1) 商品又は商品を収容する容器、包装等への表示
- (2) 商品の販売場所等に掲出する価格表、広告物等又は料理のメニューへの表示
- (3) 商品の普及啓発又は販売促進等のために作成するポスター、チラシ、パンフレット、カタログ等の広告物又はのぼり、看板等の宣伝資材、ホームページ等への表示

(使用の申請)

第6 商標を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、「たかたのゆめ」商標使用許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 商標の使用が具体的に分かるもの（商品又は商品の容器、包装等の見本、現物、写真、企画書等）
 - (2) 商品の製造又は販売にかかわる保健所の営業許可を証明する書類等の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- （使用の許可）

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の許可を認めたときは、「たかたのゆめ」商標使用許可書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。ただし、次号に掲げるいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) たかたのゆめのイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (2) 消費者の利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、宗教又は思想活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (5) その他市長が使用について不相当と認めたとき。

2 市長は、許可を行うに当たり、必要と認める場合には、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により使用を許可しないことを決定したときは、「たかたのゆめ」商標使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第8 商標の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商標は、使用許可を受けた使用方法又は商品以外に使用しないこと。
- (2) 使用許可を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 商標の一部のみを使用し、変形し、又は他の図形若しくは文字と重ねて使用しないこと。
- (4) 商標の使用によって、商品の品質の誤認又は他者の商品との混同を生じさせないこと。
- (5) 商標を自己のシンボルマーク、商標、又は意匠等として使用しないこと。
- (6) 商標の表示は、商品の品質等を市が保証するものではないため、当該商品に「陸前高田市推奨・認定」等の文言は使用しないこと。
- (7) 商品については、食品等関係法令（食品衛生法、景品表示法、JAS法等）に

よる表示義務を遵守するとともに、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をすること。

- (8) 商標の使用に関する事故又は苦情については、使用者が誠意をもってその責任の下に処理すること。
- (9) 使用許可を受けた商品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。
- (10) 商標の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を市に賠償すること。
- (11) 市から要請があったときは、商標の使用実態を報告し、又は商品等を提出すること。
- (12) 商標登録が取消し又は無効となったときは、速やかに商標の使用を中止すること。

(使用料)

第9 商標の使用料は、無料とする。

(使用許可の期間)

第10 商標の使用許可の期間は、許可の日の翌日から起算して1年間とする。ただし、使用許可期間の満了の日までに別段の意思表示がないときは、使用許可を同日の翌日から起算して1年間延長し、以後同様とする。

(許可内容の変更)

第11 使用者が許可内容を変更しようとするときは、「たかたのゆめ」商標使用変更許可申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、「たかたのゆめ」商標使用変更許可書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(使用の中止)

第12 使用者は、商標の使用を中止しようとするときは、「たかたのゆめ」商標使用中止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(使用許可の取消等)

第13 市長は申請書の内容に虚偽があると認めるとき、又はこの要領及び許可の内容に違反していると認められるときは、その許可を取り消すことができる。

2 前項の許可の取消しは、「たかたのゆめ」商標使用許可取消通知書（様式第7号）により通知する。

3 市長は、第1項の規定により許可を取り消した者に対し、その許可に係る商標の使用を中止し、又は商品の回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

4 市長は、第1項の規定による許可の取消しにより使用者に損害が生じた場合であっても、その補償の責めを負わない。

（その他）

第14 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。


附 則

この要領は、平成26年5月23日から施行する。

別表第1（第3関係）

| | | |
|---------------|-------------|---|
| 商 標 | たかたのゆめ | |
| 登 録 番 号 | 登録第5572235号 | |
| 登 録 日 | 平成25年4月5日 | |
| 商 標 権 者 | 陸前高田市 | |
| 指定商品の区分及び指定商品 | 第30類 | 菓子、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、穀物の加工品、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼き、弁当、ラビオリ、イーストパウダー、こうじ、酵母、ベーキングパウダー、即席菓子のもと、米、脱穀済みのえん麦、脱穀済みの大麦、食用粉類 |
| | 第31類 | ひえ、麦、粳米、もろこし、飼料用たんぱく、飼料、種子類、木、草、芝、ドライフラワー、苗、苗木、花、牧草、盆栽 |
| | 第33類 | 日本酒、洋酒、果実酒、酎ハイ、中国酒、薬味酒 |

別表第2（第3関係）

| | | |
|---------------|---|---|
| 商 標 |  | |
| 登 録 番 号 | 登録第5574342号 | |
| 登 録 日 | 平成25年4月12日 | |
| 商 標 権 者 | 陸前高田市 | |
| 指定商品の区分及び指定商品 | 第30類 | 菓子、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、穀物の加工品、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼き、弁当、ラビオリ、イーストパウダー、こうじ、酵母、ベーキングパウダー、即席菓子のもと |

| | | |
|--|------|--|
| | | と、米、脱穀済みのえん麦、脱穀済みの大麦、食用粉類 |
| | 第31類 | ひえ、麦、粳米、もろこし、飼料用たんぱく、飼料、種子類、木、草、芝、ドライフラワー、苗、苗木、花、牧草、盆栽 |
| | 第33類 | 日本酒、洋酒、果実酒、酎ハイ、中国酒、薬味酒 |

「たかたのゆめ」商標使用許可申請書

陸前高田市長 様

申請者

住所 _____

氏名 _____ (印)

担当者氏名 _____

連絡先 () _____

下記のとおり商標を使用したいので、申請します。

記

| | |
|---------------------|---|
| 使用する商標 | <input type="checkbox"/> 文字商標 <input type="checkbox"/> 結合商標 |
| 使用目的 | |
| 使用方法 又は 商品の内容 | |
| 使用期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 特記事項 | |

※商標の使用が具体的に分かるもの（商品又は商品の容器、包装等の見本、現物、写真、企画書等）を添付してください。

※商品の製造又は販売にかかわる保健所の営業許可を証明する書類等の写しを添付してください。

年 月 日

「たかたのゆめ」商標使用許可書

様

陸前高田市長



年 月 日付けで申請のありました商標の使用については、下記のとおり許可します。

記

| | |
|---------------------|---|
| 許 可 番 号 | 第 号 |
| 使用する商標 | <input type="checkbox"/> 文字商標 <input type="checkbox"/> 結合商標 |
| 使用目的 | |
| 使用方法 又は 商品の内容 | |
| 使用期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 特記事項 | |

留意事項

- (1) 「たかたのゆめ」商標使用取扱要領に基づき商標を使用すること。
- (2) 許可した内容を変更し、又は使用を中止しようとするときは、直ちに市長に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 申請内容に虚偽があるときや「たかたのゆめ」商標使用取扱要領及び許可の内容に違反する場合は、その許可を取り消すことがある。

様式第3号（第7関係）

年 月 日

「たかたのゆめ」商標使用不許可通知書

様

陸前高田市長



年 月 日付けで申請のありました商標の使用については、下記のとおり不許可としましたので、通知します。

記

| | |
|--------|--|
| 不許可の理由 | |
|--------|--|

様式第4号（第11関係）

年 月 日

「たかたのゆめ」商標使用変更許可申請書

陸前高田市長 様

申請者

住所 _____

氏名 _____ ㊞

担当者氏名 _____

連絡先 () _____

年 月 日付け 第 号で許可を受けた商標の使用について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

| 変更内容 | 変更前 | 変更後 |
|------|-----|-----|
| | | |

※変更内容がわかる書類等を添付してください。

年 月 日

「たかたのゆめ」商標使用変更許可書

様

陸前高田市長



年 月 日付けで申請のありました商標の使用変更については、下記のとおり許可します。

記

1 原許可番号

第 号

2 変更内容

| 変更内容 | 変更前 | 変更後 |
|------|-----|-----|
| | | |

留意事項

- (1) 「たかたのゆめ」商標使用取扱要領に基づき商標を使用すること。
- (2) 許可した内容を変更し、又は使用を中止しようとするときは、直ちに市長に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 申請内容に虚偽があるときや「たかたのゆめ」商標使用取扱要領及び許可の内容に違反する場合は、その許可を取り消すことがある。

様式第6号（第12関係）

年 月 日

「たかたのゆめ」商標使用中止届

陸前高田市長 様

申請者

住所 _____

氏名 _____ ⑩

担当者氏名 _____

連絡先 () _____

下記のとおり商標の使用を中止したいので、届け出ます。

記

| 許 可 番 号 | 第 号 |
|----------------------|-----|
| 使 用 を 中 止 す る 理 由 | |
| 使用中止（予定）日 | |
| 特 記 事 項 | |

様式第7号（第13関係）

年 月 日

「たかたのゆめ」商標使用許可取消通知書

様

陸前高田市長



年 月 日付け 第 号で許可した商標の使用について、
下記の理由により許可を取り消します。

記

| | |
|--------|--|
| 取消しの理由 | |
|--------|--|